

平成19年5月15日

局長 決裁 済み

収容施設内設置の엑クス線機材の使用について

当局収容施設は、平成15年2月現庁舎移転とともに開設され、同時期に엑クス線機材が設置されたが、今般[REDACTED]嘱託医師の協力を得て、診療放射線技師の来局が可能となったことから、下記のとおり、被収容者の健康診断等に係る엑クス線検査を実施したい。

なお、本件については、本年6月から実施したい。

記

1 目的

엑クス線機材（以下「機材」という。）を使用し、概ね1か月を超える長期収容被収容者に係る健康診断及び嘱託医師（以下「医師」という。）による必要検査等に資するため。

2 엑クス線機材の概要

収容施設に設置されている機材は、平成15年2月に設置され、

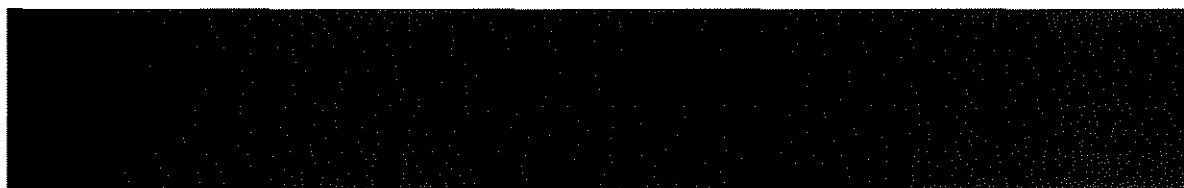
撮影機 HITACHI製 DHF-155HII

現像機 フジフィルム製 FCR XG-I（ドライプリンタ）

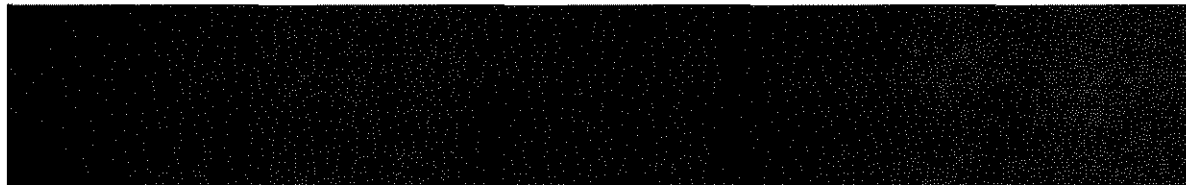
で構成されている。

3 嘱託技師

(1) 嘱託人数



(2) 嘱託料



4 検査日

(1) 엑クス線検査（以下「検査」という。）は、月2回を目途に行うこ

とで、技師と調整する。

(2) 検査は看護師との連携もあり、医師の出勤がなく、看護師の補助が可能な火曜日又は木曜日の9時から12時の間に実施する。

5 検査対象者

検査は、1日(3時間)当たり20人が限度と見られることから、次のとおり、主に収容期間が30日を超えた者を対象とすることで、月2回の実施者数の確保は可能と思われる。

なお、妊娠中の者及び妊娠が疑われる者並びに検査拒否者については、本検査対象から除外する。

(1) 胸部検査

本年5月3日現在における被収容者の収容期間別内訳は次のとおりであり、新たに収容期間が30日を超えた者は■■■■人であることから、同期間が30日を超えた者を胸部検査対象者とし、毎月15日及び月末に同期間を超える者をリスト化し、医師から検査指示を受ける。

収容期間	人数	
90日以上	■■■■	人
60日以上90日未満	■■■■	人
30日以上60日未満	■■■■	人
20日以上30日未満	■■■■	人
20日未満	■■■■	人
合計	627	人

小計 ■■■■ 人

(2) その他検査

医師から検査指示があり、骨折等が疑われる者。

6 検討事項

次の事項については、別途検討する。

(1) 他官署への検査結果提供

大村入国管理センターでは、新規入所者全員を対象に検査しているところ、他官署への移収者に係る当局検査結果の提供等について。

(2) 管理規定による診断等

東京入国管理局放射線障害防止管理規程(別添2)による特別健康

診断等について

(3) 検査フィルムの保管

フィルム等の検査結果は、医療法及び同法施行規則（別添3）に基づき、2年間保管することとなっているが、保管の方法及び場所について。

なお、診療録（カルテ）は、医師法（別添4）に基づき、5年間保存となっている。

7 その他

(1) 開始当初の検査回数

検査開始当初は、検査対象者が[]人を超えることから、概ね開始2か月間は週1回とし、長期被収容者から実施する。

(2) 保守管理

現在早急にメンテナンスを行う必要はないが、機材の正常な作動を確保するため、製造元と保守契約する。

(3) 検査時指示の翻訳

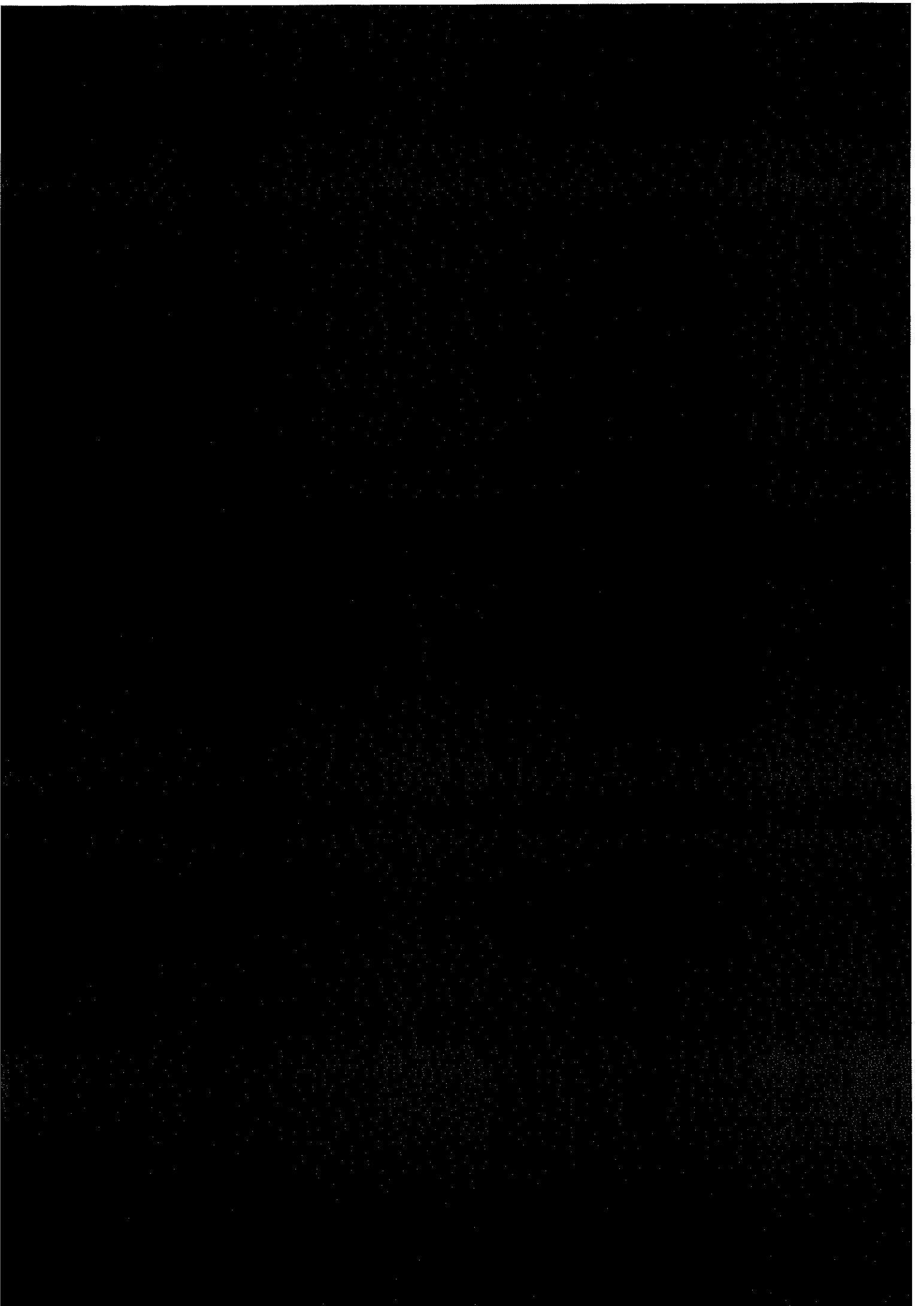
検査中、技師から簡単な指示があるが、現在指示内容について作成依頼しており、入手次第各言語に翻訳する。

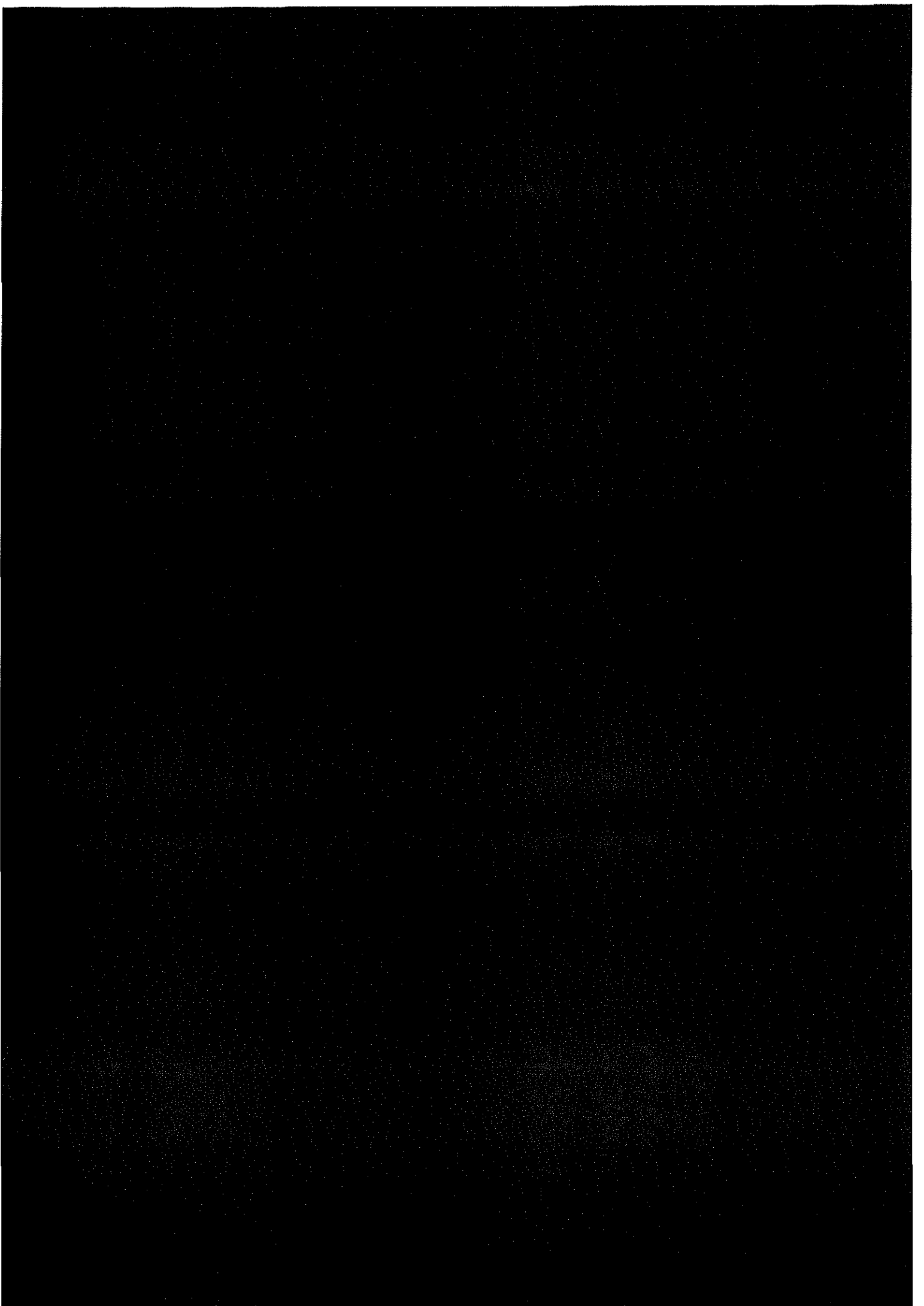
(4) 備品等の確保

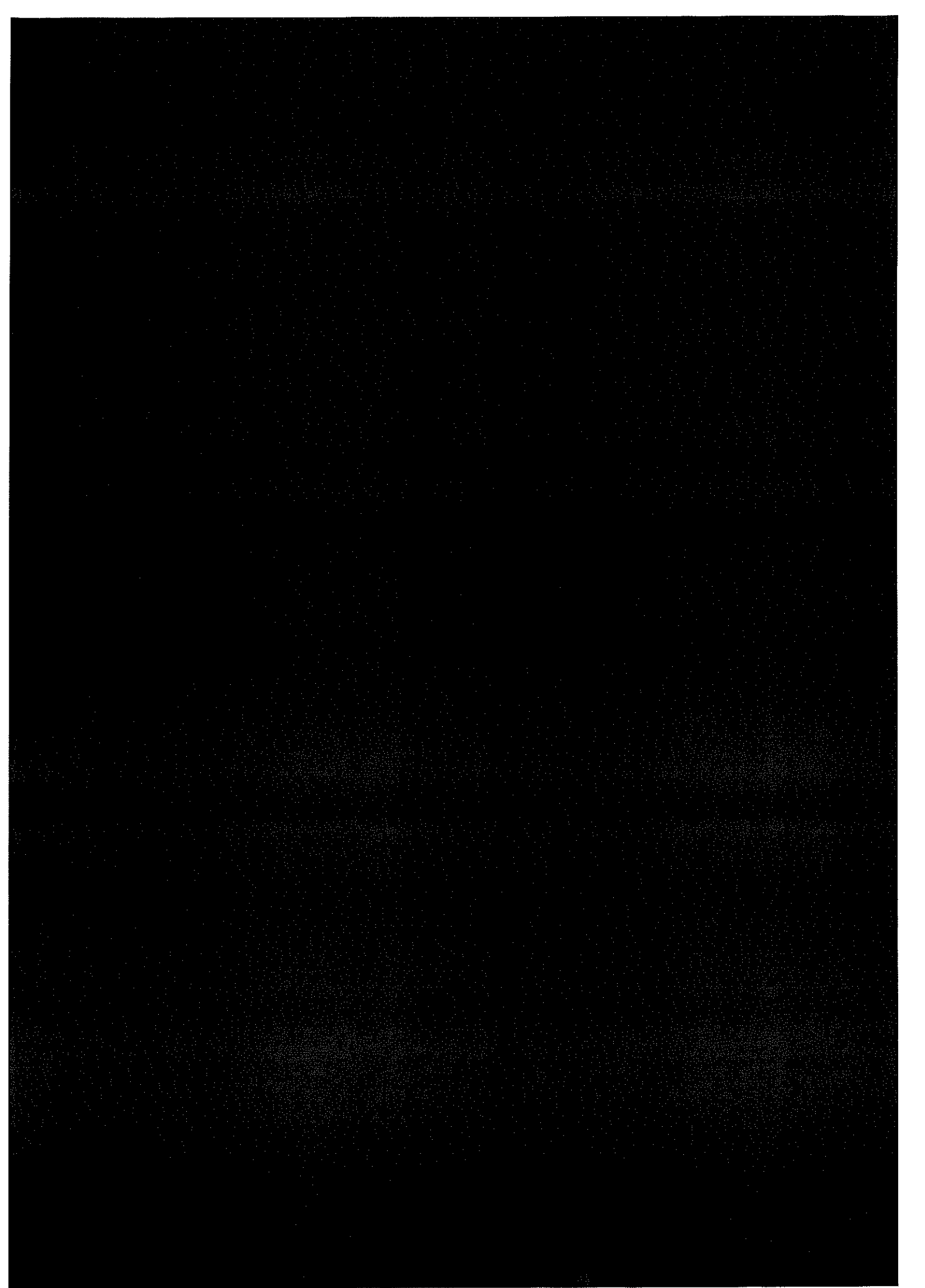
検査開始に当たり、フィルム、技師用白衣（男性用10着、1人2着、サイズ確認中）及び脱衣かご等の備品及び消耗品を購入する。

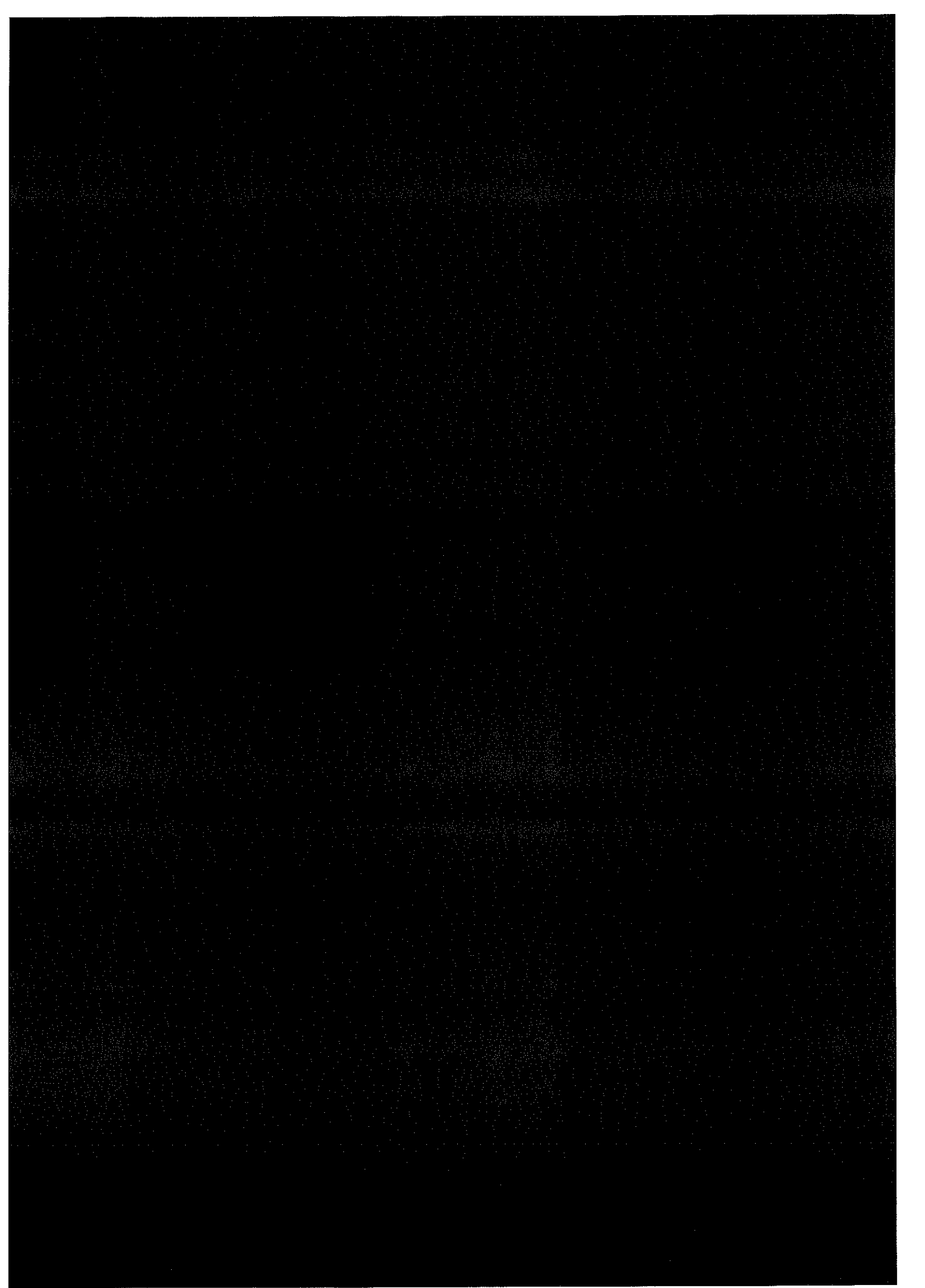
添付物

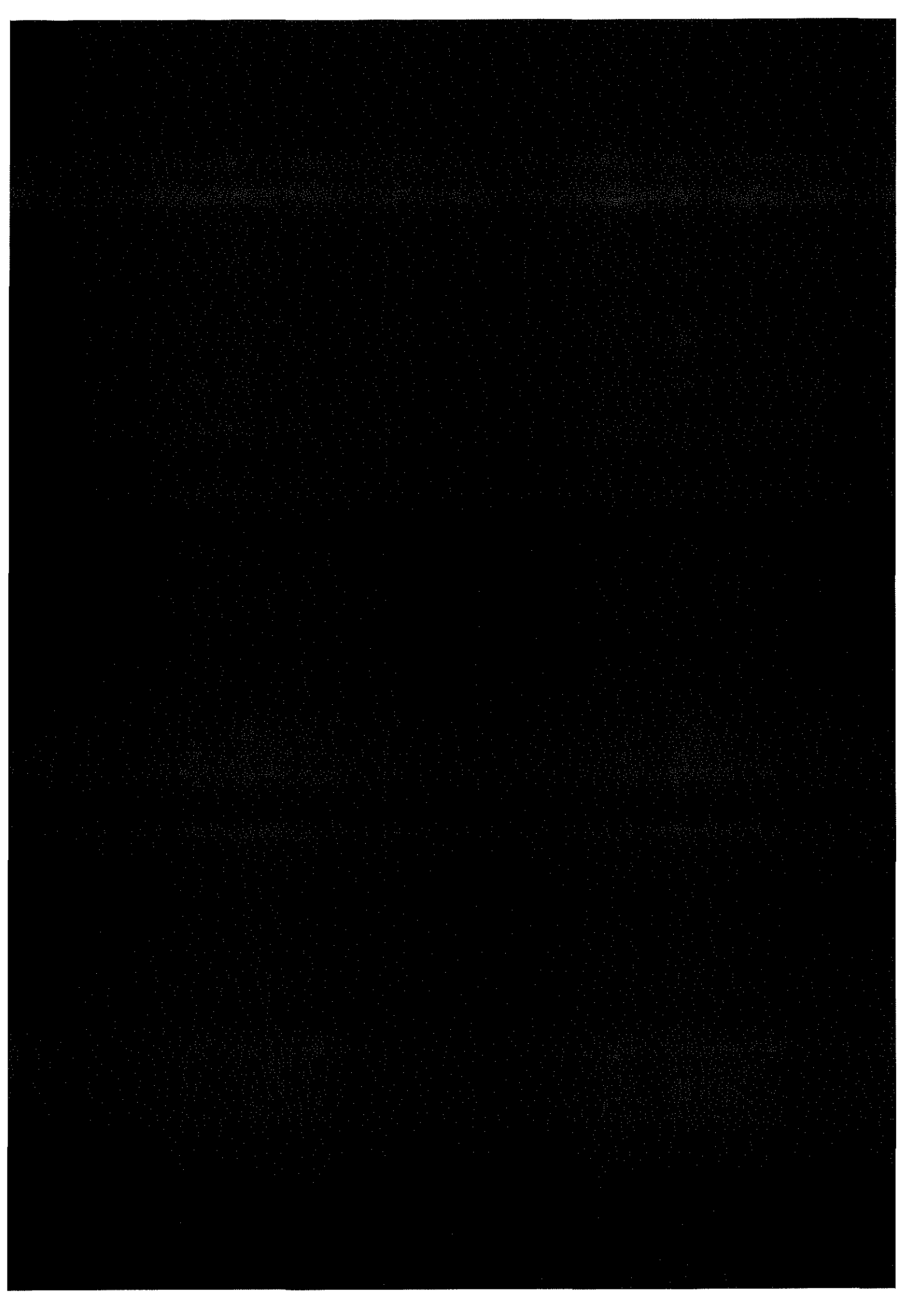
1	[]	[]部
2	東京入国管理局放射線障害防止管理規程	1部
3	医療法及び同法施行規則（抜粋）	各1部
4	医師法（抜粋）	1部

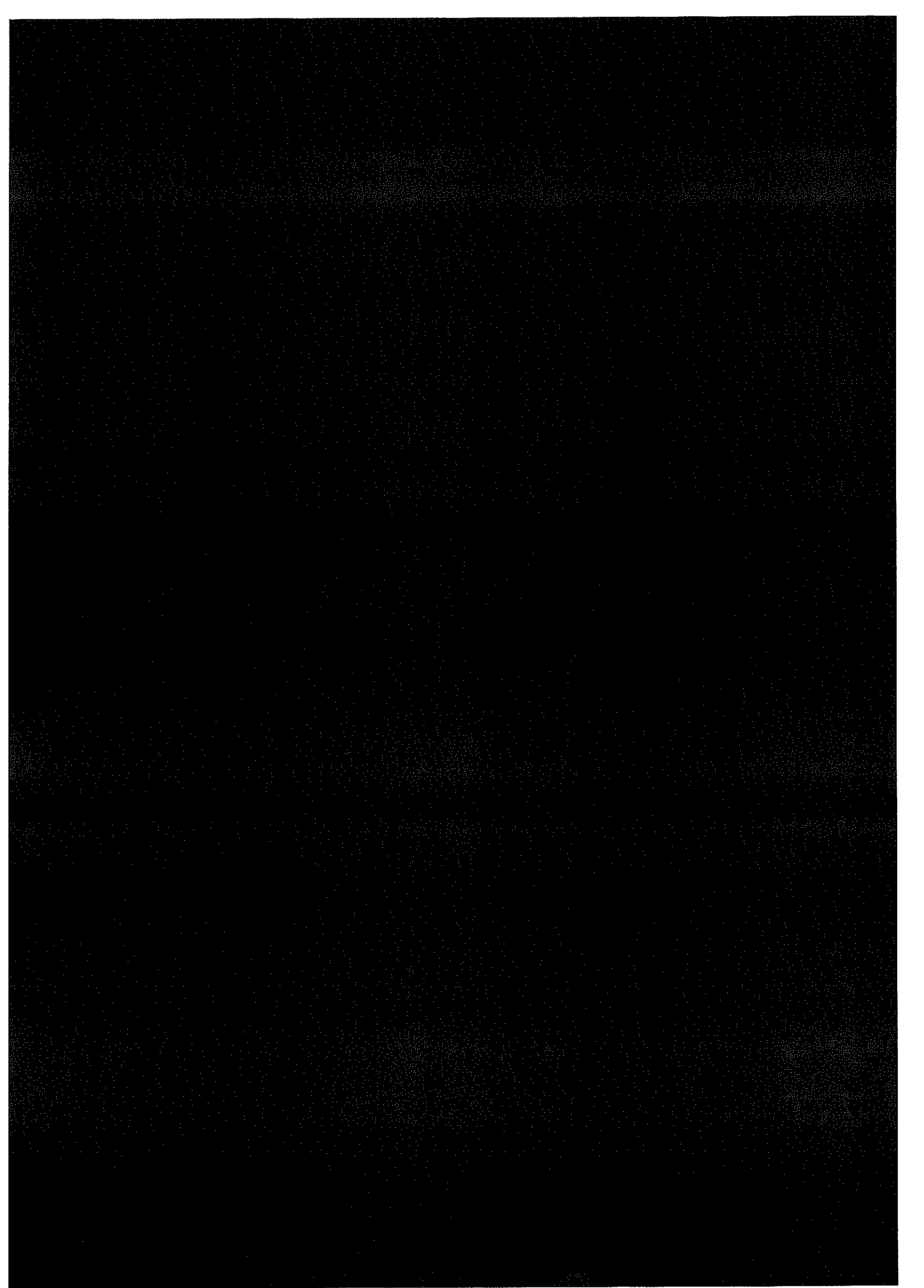












東京入国管理局放射線障害防止管理規程

(目的)

第1条 この規程は、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）（以下「規則10-5」という。）第27条の規定に基づき、東京入国管理局に勤務する職員（以下「職員」という。）の放射線障害の防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員の放射線障害の防止については、医療法、同施行規則、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）、同規則10-5、法務省職員健康安全管理規程及び関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(放射線障害防止主任者)

第2条 放射線障害防止主任者（以下「防止主任者」という。）は、当局診療所の管理者である医師とする。

2 防止主任者は、エックス線装置及び測定用又は防護用の器具等を管理する。

3 防止主任者は、新たに放射線業務に従事する職員又は新たに管理区域に立ち入る必要のある職員に対して、放射線障害を防止するために必要な教育を実施する。

(放射線業務に従事する職員の範囲)

第3条 放射線業務に従事する職員は、医師又は診療放射線技師の資格を有する職員とする。

(管理区域及び設備点検)

第4条 管理区域はエックス線室とし、入口扉に標識を掲げて明示する。

2 放射線業務に従事する場所は管理区域内とする。

3 管理区域に物品を放置し、又はみだりに立ち入ってはならない。

4 管理区域内外における放射線量を、6か月を越えない期間ごとに測定し、設備の点検

を行う。

(安全及び危険のための措置)

第5条 エックス線による撮影又は透視を行うときは、管理区域の外側から確認できる位置に標識灯を点灯するとともに、入口には使用中は入室を禁止する旨の掲示をして必要のある者以外の入室を禁止する。

(特別定期健康診断)

第6条 規則10-5第26条に規定する特別定期健康診断の項目は別添「電離放射線健康診断個人票」により実施するものとする。

(記録の保管)

第7条 前条の記録は、その職員の離職後5年間保存する。

2 被ばく線量の測定は、業者に委託して行い、検査結果は検査後5年間保存する。

(緊急時における措置)

第8条 風水害震災等のため設備の破損等により放射線障害の防止が図れない事態が生じたときは、防止主任者は危険な区域の指定をする等の措置をとるとともに直ちにその旨を局長に報告するものとする。

2 職員が放射線障害を受け、又は受けたおそれがあると認めたときは、防止主任者は速やかにその者に医師の診察を受けさせるとともに、その原因を究明するための措置をとる等適切な処置を講じなければならない。

3 規則10-5第21条に定める人事院への報告は法務省入国管理局を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第二十条 法第二十一条第一項第二号 から第六号 まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。

- 一 各科専門の診察室については、一人の医師が同時に二以上の診療科の診療に当たる場合その他特別の事情がある場合には、同一の室を使用することができる。
- 二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有しなければならない。
- 三 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附屬して有しなければならない。
- 四 処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとする。ただし、場合により二以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。
- 五 臨床検査施設は、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものでなければならない。
- 六 前号の規定にかかわらず、臨床検査施設は、法第十五条の二の規定により検体検査の業務を委託する場にあつては、当該検査に係る設備を設けないことができる。
- 七 エックス線装置は、内科、心療内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。
- 八 給食施設は入院患者のすべてに給食することのできる施設とし、調理室の床は耐水材料をもつて洗淨及び排水又は清掃に便利な構造とし、食器の消毒設備を設けなければならない。
- 九 前号の規定にかかわらず、給食施設は、法第十五条の二の規定により調理業務又は洗淨業務を委託する場にあつては、当該業務に係る設備を設けないことができる。
- 十 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、検査所見記録、エックス線写真並びに入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿とする。
- 十一 療養病床を有する病院の一以上の機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

第一六条(命令への委任) この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実施細則に關して必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第三章(二) 臨床研修

第一六条(二) 臨床研修期間、研修施設 ① 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附屬する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

② 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院が臨床研修を行うに不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

③ 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

④ 第一項の規定の運用については、外国の病院で、厚生労働大臣が適当と認められたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院とみなす。

第一六条(三) 同前(医師の義務) 臨床研修を受けようとする医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第一六条(四) 同前(修了者の医師への登録) ① 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を登録に記録する。

② 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

第一六条(五) 同前(登録の手続き) 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、登録を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第一六条(六) 同前(賞状) この章に規定するものは、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の医師の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 業務

第一七条(拒絶医師の業務禁止) 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第一八条(非医師の医師名称使用禁止) 医師でなければ、医師又はこれに準ずる名称を用いてはならない。

第一九条(診療業務等) ① 診療に従事する医師は、診療業務の求められた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二〇条(無診療業務の禁止) 医師は、自ら診療しないで治療をし、若しくは診療若しくは処方せんを交付し、自ら出展に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検査をしない検査書を交付してはならない。

② 検査若しくは検査書、又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二一条(異状死等者の届出義務) 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

第二二条(処方せんの交付) 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めるときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。

② 処方せんを交付するときは、その患者又は疾病の予後について患者に不安を与えず、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合、

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合、

四 診断又は治療方法の決定していない場合、

五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合、

六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることとできる者がない場合、

七 甚しい病状を投与する場合、

八 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合、

第二三条(療養方法等の指導義務) 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導を受けなければならない。

第二四条(診療記録) ① 医師は、診療をしたときは、速滞なく診療に關する事項を診療録に記載しなければならない。

② 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に關するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

第二五条(原簿) ① 厚生労働大臣は、前項の規定による指示をなすに當つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第二六条(医師試験委員) ① 医師国家試験及び医師臨床試験の試験委員を置く。

② 医師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二七条(不正行為の禁止) 医師試験委員その他医師国家試験又は医師臨床試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて公正を保持し、不正の行為をなすことを行はなければならない。

第五章(二) 雑則

第二八条(一) 事務の区分 第六條第三項、第七條第五項、第九項前段、第十一項及び第十二項、同條第六項において適用する行政手続法第十五條第三項及び第三項(同法第二十二條第三項において適用する場合を含む)、第十六條第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十條第六項並びに第二十四條第三項並びに第七條第九項後段において適用する同法第二十二條第三項において適用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一号に規定する第一号法定委託事務とする。

第六章 罰則

第二九条(罰則) ① 次の各号のいずれかに該當する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一七條の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実を基として医師免許を受けた者

② 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三〇条(罰則) 第三〇條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三一條(罰則) 第六條第三項、第十八條、第二十條から第二十二條まで又は第二十四條の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

第三二条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第三三条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第三四条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第三五条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第三六条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第三七条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第三八条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第三九条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第四〇条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第四一條(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第四二条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第四三条(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第四四條(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日

第四五條(一) 法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を過ぎない期間内において、政令でこれを定める(昭和三十一年〇二七号) 昭和三十一年三月三十一日